

“城南物産館” 生産者の顔が見える地元産品と、地域の顔が見える運営に！

公募による指定管理者制度で民間・人材派遣業者に運営委託では、本来の目的は果たせません



合併新市計画に位置付けられた「城南物産館」

10月からスタートする城南地域物産館は、指定管理者制度の公募によって、人材派遣やビル管理を主要業務とする「九州総合サービス」が運営業者に選定されました。6月議会最終日、上野みえこ議員は、城南物産館の指定管理者による選定の問題点を質疑で質しました。

今回選定された「九州総合サービス」は城南地域外の業者です。応募業者の一つは、地域住民で構成されたグループでした。そこが運営し、地域の特色を生かした事業を展開してこそ、新市基本計画に位置付けられた事業としての効果も得られます。

地域外の民間事業者では、地元雇用も難しい

地域外の事業者が選定されたために、必ずしも地元雇用とはなりません。上野議員の地元雇用の確保に対する質問に、市長は「地元からの雇

市の指定管理者制度指針では、「地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設」を地域密着型施設として非公募としています。(地域コミセンや老人憩いの家、三山荘など)

「城南地域物産館基本計画」では、①城南町農業振興のための物販拠点、②地元住民・観光客の交流拠点、③城南町の素材・技術の集積による特産品の開発拠点という3つを基本的な考え方にしています。城南地域物産館も、公募せず、地域住民による運営こそ検討すべきではなかったでしょうか。

用を期待している」と答弁しましたが、仕様書に「地元雇用」を明記するなど、地元雇用確保への積極的な取り組みこそ必要です。

人材派遣業者への委託で切り捨てられる「人件費」

指定管理者制度には、多くの人材派遣業者が参入してきています。「九州総合サービス」は、熊本市で「森都心プラザ」や「女性センター・はあもにい」を運営しています。熊本市の指定管理者制度運用指針に基づく人件費の積算は、「城南物産館」の場合、10人分の人件費を4年半で1億3100万円としています。一方、民間事業者は、10人からスタ

ートし1年半後から1名ずつ増員するにもかかわらず、1億700万円の人件費が予定されており、市が積算している人件費は支払われません。指定管理者で公募し、安易に民間に運営をゆだねたことで、「ハコモノ先にありき」の施設になってしまっています。運営・雇用両面で本来の目的を十分に果たしていくことが求められます。

【控室から】 「健康で文化的な生活の権利」

上野 みえこ

7月7日、熊本地裁で「生活保護基準引き下げの行政処分取り消し」を求める訴訟の第1回口頭弁論が行われました。昨年8月に行われた生活保護基準引下げによる扶助費減額の取り消しを求める裁判です。

障がいを持ち夫婦2人で暮らす70代男性が、原告の一人として意見陳述をされました。長年一生懸命に働いてきたにもかかわらず、病に倒れたのをきっかけに生活困難となり、現在生活保護受給中です。通院の交通費負担が重く、ささやかな楽しみだったお酒も止め、食事は2食に減らし、何十年も同じ服を着ての生活。昨年の減額によって、下着も買えなくなり、今年6月に妻が家で倒れた時、救急隊が来てシートごと担架に乗せようとしたら、ボロボロのシートが破れて抱えられずに、隊員の方がビックリされたとのことでした。「人間らしく暮らしたい」との陳述は、被告席の厚生労働省の方々にも届いたでしょうか。

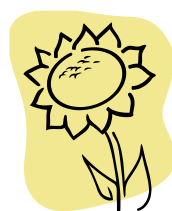
憲法25条で保障された「健康で文化的な生活の権利」を守る大切な裁判です。困難を抱え立ち上がった方々の並々ならぬ決意が報われ、すべての国民の権利が守られるよう、勝利の日まで応援していきたいと思っております。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 908
2014年7月13日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/



介護保険制度の改悪に怒りと不安の声

自民党と公明党の賛成により成立した医療・介護総合法。しかし、下表のように、要支援者への訪問・通所介護を介護保険から切り離すことや、特養ホームへの入

所を要介護3以上に限定するなど、サービスの切り捨ての内容に対し、患者、高齢者、医療・介護従事者から大きな怒りと不安の声が寄せられています。

医療・介護総合法の主な内容

介護

- ▽「要支援者」の訪問・通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置き換え
- ▽利用料を1割負担から2割に引き上げ（一定の所得者）
- ▽特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定
- ▽低収入で介護施設に入所する人に対する「補足給付」の縮小

医療

- ▽病床の再編・削減を都道府県主導で推進。従わない場合は、病院名の公表、補助金の除外など制裁措置
- ▽看護師に医療行為を委ねる研修制度

来年4月からの「第6期はつらつプラン」に連動

来年4月から3年間の介護保険事業計画や高齢者福祉計画を定める「第6期はつらつプラン」の策定作業が進められています。特養ホームへの入所制限や利用料の2割への引き上げ（一定の所得者）等も、来年4月から実施されることになります。また、要支援者への訪問・

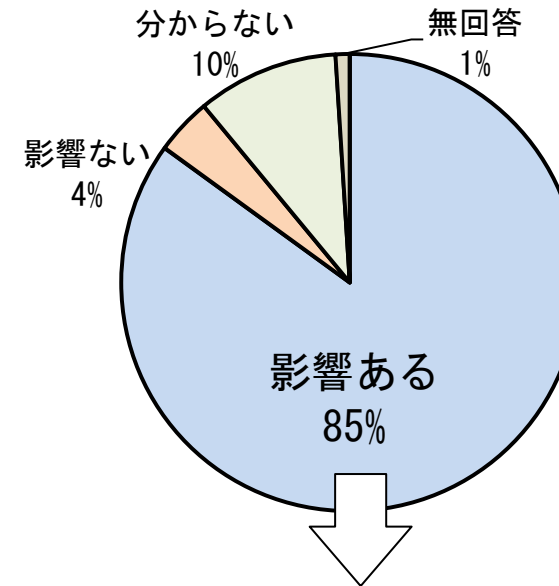
通所介護については、3年間かけて市町村の事業へと移行する予定で、現時点では具体的な形は見えていません。

はつらつプランについては、10月に素案が確定し、市民・事業者への説明は11月頃となる予定です。

社保協アンケート

要支援者への訪問・通所介護が介護保険から除外

85%が「利用者への影響ある」と懸念



熊本県社会保障推進協議会が今年5月に特養ホームや通所・訪問介護事業所に対して行ったアンケートでは、要支援者への訪問・通所介護が介護保険から外され市町村に移行されることに対して、「利用者への影響がある」と答えた事業所が85%にのびりました。また、影響の内容についても、ほとんどが「介護度の悪化」など悪影響を懸念しています。

【どのような影響があるかの内訳】

- 介護度の悪化や生活の質低下… 65%
- 市町村間のサービス格差… 20%
- 自己負担の増加… 5%

90%以上が悪影響を懸念

7割が「経営に影響あり」収入減や人員削減を懸念

また、事業所の経営に影響あると答えた割合は7割に上りました。「利用者の減少により収入が減少するのではないか」、「人員整理

をしなければならない」「給与の低下なども懸念され、ヘルパー確保が困難となる」などの声が寄せられています。

よりよい介護保険制度へ力を合わせましょう

熊本市の第6期はつらつプランの策定が進められています。利用者へのサービスが低下しないよう引き続き議会でも取り組んでいきたいと思えます。また、保険料・利用料の軽減、特老ホームの増設や国民年金でも入所できる施設の整備などにも取り組んでいく決意です。